歯科技工所開設事項変更届

年　　月　　日

　倉敷市保健所長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　並びに代表者の職及び氏名

　次のとおり歯科技工所開設届出事項を変更したので、歯科技工士法（昭和30年法律第168号)第21条第1項後段の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 |  | |
| 開設場所 | 倉敷市 | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 変更理由 |  | |
| 変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |

(注)１　管理者および業務に従事する者を変更したときは、その者に係る歯科医師又は歯科技工士の免許証の写しを添付すること。（原本を持参すること。）

　　２　業務に従事する者の変更は、リモートワーク実施の有無および「有」の場合は実施する者の連絡先・実施場所の住所を記入すること。

　３　構造設備を変更したときは、その新旧の建物の平面図（各室の名称又は用途を記入すること。）を添付すること。